

<更新申請> 児童通所支援の支給決定における対象児童の要件について

【お問い合わせ先】
徳島市役所
障害福祉課
障害者支援係
TEL：088-621-5171

現在の受給者証の有効期限が
「令和8年9月30日」以降である

はい

いいえ

現在の受給者証の（五）予備欄に
「令和〇年度更新時 意見書等必要」
の記載がある

はい

更新の際、意見書が必要となる
対象年度である

はい

いいえ

対象（更新可）

（ただし、更新後の有効期限が令和8年9月30日以降になる場合、それ以降の更新時に要件を満たすことが必要）

受給者証の記載を確認してください

(五) 利用者負担に関する事項	
負担上限月額	〇〇〇〇円
適用期間	令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで
食事提供加算対象者	
適用期間	〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
利用者負担上限額管理事業所名	
特記事項欄	
予備欄	

現在の受給者証の（五）利用者負担に関する事項の「予備欄」に
「令和〇年度更新時 意見書等必要」
の記載がある

現在の受給者証の支給申請時に手帳等（①～③）を取得しておらず、
「児童通所支援・障害福祉サービス（意見書）
における基礎資料による意見書」
の記入、提出により支給決定している場合があります

①次のいずれかを有している
・身体障害者手帳
・療育手帳
・精神障害者保健福祉手帳
※更新後の支給決定日で有効な手帳に限る

はい

いいえ

②次のいずれかを受給している
・特別児童扶養手当
・自立支援医療（精神通院医療）
・小児慢性特定疾病医療
※更新後の支給決定日で有効な手当に限る

はい

いいえ

③現在の受給者証は
「医師の診断書等」
の提出により支給決定を受けている

はい

提出した医師の診断書は、更新後の支給決定日（※1）から起算して3年以内に診断されたものである

いいえ

④幼稚園・小学校・中学校において、
「特別支援学級の在籍又は通級指導教室の
通級証明書」の提出が可能である

取得できない

「医師の診断書等の提出必要」
※更新後の支給決定日から起算して6カ月以内に診断された「医師の診断書等」が必要になります

対象
（更新可）

対象外（更新不可）
※更新するには各手帳や手当の他、医師の診断書等のいずれか（①～④）が必要になります

※1）更新後の支給決定日は、受給者証の有効期間の翌日になります
例：有効期間が「令和8年9月30日」の場合
⇒更新後の支給決定日は「令和8年10月1日」